

社会福祉施設等の皆さまへ

～消防法が改正されました～

名古屋市消防局

平成25年2月に発生した長崎県のグループホーム火災等を受け、消防法における社会福祉施設等に関する規定が改正され、平成27年4月1日に施行されます。そこで、今回の消防法改正の概要をお知らせしますので、改正項目に該当する施設の皆さまにおかれましては、早めのご対応をお願いします。

用途区分の見直し

6項口と6項ハの用途区分について消防法が改正されました。この改正により、現在6項ハに区分されている施設でも、避難が困難な要介護者等を主として入居又は宿泊させる施設については平成27年4月1日以降6項口に区分されることになりました。

今回の消防法改正により、6項ハから6項口へ用途区分が変わる場合には、以下のとおり新たな消防用設備等の設置及び防火管理者の選任等が必要になります。

6 項 ハ		平成27年 4月1日以降	6 項 口	設 置 期 限
消 火 器 具	150㎡以上		全 て	平成28年 3月31日
自 動 火 災 報 知 設 備	300㎡以上		全 て	平成30年 3月31日
消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	500㎡以上		全 て (自動火災報知 設備との連動 起動が必要)	
スプリンクラー 設 備	6,000㎡以上		全て(注1)	
防火管理者の選任	収容人員30人以上		収容人員10人以上	平成27年 4月1日以降は 選任が必要です。

注1 障害者の入所する施設等は、入所者の障害程度により、設置義務がない場合があります。
また、建築構造等により、設置を免除できる場合があります。

用途が変わる場合は、設備
規制等が強化されます。



消防用設備等の設置強化と自動化

今回の消防法改正により、6項口に区分される施設は、消防用設備等の設置規制が強化され、**平成27年4月1日**から施行されます。

設置規制が強化される主な消防用設備等は以下のとおりです。

改正事項	現在		平成27年 4月1日以降	設置期限
スプリンクラー 設備の設置	275㎡以上		全て（注2）	<u>平成30年 3月31日</u>
消防機関へ通報 する火災報知設備 の改修（注3）	ボタンを押す ことにより通報		<u>自動火災報知 設備の作動と 連動して通報</u>	

注2 障害者の入所する施設等は、入所者の障害程度により、設置義務がない場合があります。

また、建築構造等により、設置を免除できる場合があります。

注3 6項口については全ての施設において設置が必要です。

6項ハに区分される施設についても消防用設備等の設置規制が強化されます。

設置規制が強化される主な消防用設備等は以下のとおりです。

改正事項	現在		平成27年 4月1日以降	設置期限
自動火災報知 設備の設置	300㎡以上		<u>利用者を入居 させ、又は宿泊 させるものは全て</u>	<u>平成30年 3月31日</u>

施設の利用者の命を守るのは施設の職員の皆さん一人ひとりです。これらの設備を有効に活用できるよう日頃から消防訓練の実施、参加をお願いいたします。



今回の消防法改正の詳細についてはお近くの消防署予防課までお問い合わせください。

千種消防署	052-764-0119	東消防署	052-935-0119	北消防署	052-981-0119
西消防署	052-521-0119	中村消防署	052-481-0119	中消防署	052-231-0119
昭和消防署	052-841-0119	瑞穂消防署	052-852-0119	熱田消防署	052-671-0119
中川消防署	052-363-0119	港消防署	052-661-0119	南消防署	052-825-0119
守山消防署	052-791-0119	緑消防署	052-896-0119	名東消防署	052-703-0119
天白消防署	052-801-0119				

あなたの施設は消防訓練をしていますか？

名古屋市消防局

最近の社会福祉施設の火災

社会福祉施設の火災は人手が少なくなる夜間に起きています！

発生日	用 途	覚知時間	死 傷 者
平成 18 年 1 月 8 日	認知症高齢者グループホーム	2 時 32 分	死者 7 名 負傷者 3 名
平成 20 年 6 月 2 日	知的障害者施設	2 時 33 分	死者 3 名 負傷者 1 名
平成 20 年 11 月 13 日	老人福祉施設	1 時 24 分	負傷者 33 名
平成 21 年 3 月 19 日	有料老人ホーム	22 時 55 分	死者 10 名 負傷者 1 名
平成 22 年 3 月 13 日	認知症高齢者グループホーム	2 時 25 分	死者 7 名 負傷者 2 名
平成 25 年 2 月 8 日	認知症高齢者グループホーム	19 時 43 分	死者 5 名 負傷者 7 名

これらの火災時の職員の対応は？

パニックになり初期消火
や迅速な 119 番通報が
行えませんでした。

パニックを
防ぐには？

日頃からの
訓練が必要
です！



どんな訓練をすればいいの？

☆訓練は人手が少なくなる夜間等も想定して行いましょう。

→少ない人手で裏面の行動を行わなければなりません。

☆建物の特徴を活かした避難方法を考えましょう。

→階段で外に避難しなくてもバルコニーや隣の区画へ一時的に避難することも有効です。

☆施設に設置されている消火器などの消防設備の使い方を覚えましょう。

→消防設備も適切に使えてはじめて意味があるものとなります。

☆役割を決めてチームワークで乗り切りましょう。

→役割分担をすることで各自の行動を軽減できます。



訓練に関するご相談等はお近くの消防署予防課までお問い合わせください。

千種消防署	052-764-0119	東消防署	052-935-0119	北消防署	052-981-0119
西消防署	052-521-0119	中村消防署	052-481-0119	中消防署	052-231-0119
昭和消防署	052-841-0119	瑞穂消防署	052-852-0119	熱田消防署	052-671-0119
中川消防署	052-363-0119	港消防署	052-661-0119	南消防署	052-825-0119
守山消防署	052-791-0119	緑消防署	052-896-0119	名東消防署	052-703-0119
天白消防署	052-801-0119				

火災の時、これだけは必要です。

通 報



119番通報

通報内容を掲示しておく。

(住所、名称など)

携帯電話は移動をしながら通報が可能

ボタン1つで自動通報ができる『消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)』の設置が有効です。

初 期 消 火



消火器などで初期消火

消火器は、すぐに使える場所に設置しておく。

日頃からの消火訓練が大切です。

火災の際、自動的に消火する『スプリンクラー設備』の設置が有効です。

避 難 誘 導



入所者を安全な場所に避難させる。

すばやく屋外に避難させることが望ましいですが、状況によりバルコニーなどに一時的に避難することもあります。

素早く安全に避難するため、避難の方法・順序を考えておく必要があります。
車いすや寝たきりの方の部屋を、避難口近くに配置することもあります。

避 難 が 完 了 し た ら

全員の避難が出来たかを確認する。

避難の状況を消防隊に情報提供する。

名簿などを利用して避難者管理をしてください。

訓 練 が 終 わ っ た ら

訓練について反省会を行う。

各自の行動についてよかった点、悪かった点を話し合う。

訓練では一人ひとりの「気づき」が必要です。「気づき」が訓練のレベルを高めていきます。

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する支給決定上の留意点について

1. 重度訪問介護のサービス内容の受給者証上の文言の変更について

平成 27 年 4 月改正に伴い、重度訪問介護のサービス内容の受給者証上印字される文言の一部を下記のように変更します。重度訪問介護その他及び重度訪問介護加算移動については文言の変更はありません。

変更前	⇒	変更後
重度訪問介護 15%加算		重度訪問介護重度包括支援
重度訪問介護 7.5%加算		重度訪問介護区分 6 該当者

なお、従前の文言で印字されている受給者証については平成 27 年 4 月以降更新時に順次変更後の文言が印字された受給者証への切り替えを行うため、既に発行されている従前の文言が印字された受給者証については、変更後の文言に読み替えてください。

2. 短期入所の重度障害者支援加算（強度行動障害）について

（1）加算の概要

平成 27 年 4 月改正に伴い、「重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※1）が、第 8 の 1 の注 1 の（2）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（※2）に対し、指定短期入所の提供を行った場合に、さらに 1 日につき 10 単位加算する。」とされました。

※1 一定の要件を満たしているとして、加算の届出が必要となります。

（一定の要件とは、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が支援を行った」

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）抜粋）

※2 所管区にて支給決定が必要となります。一定の要件を満たし、支給決定を受けた者は受給者証に「短期入所加算重度強度行動」と印字されます。

以上のように、重度障害者支援加算（強度行動障害）の加算を算定するにあたって、加算の届出に加え、対象者の支給決定が必要となるため注意が必要となります。

（2）対象者の支給決定について

支給決定要件を満たしており、既に短期入所の支給決定を受けている方については、原則として次回更新時に支給決定を行います。ただし、平成 27 年 4 月より加算の届出を行う予定の事業所については、予め対象者に支給決定を行うこととします。対象者の特定のための調整をさせていただきます。平成 27 年 4 月より加算算定のための届出を行う事業所については、障害者支援課認定支払係宛てに事前にご連絡ください。

3. 共同生活援助の重度障害者支援加算について

平成 27 年 4 月改正により、重度障害者支援加算の内容が改正されたところであるが、あわせて「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A（平成 27 年 3 月 31 日）」の中で、以下の Q & A が出されたので留意する必要があります。

（重度障害者支援加算及び日中支援加算）

問 39 重度障害者支援加算及び日中支援加算の算定対象について、「指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の適用を受ける利用者（個人単位で居宅介護等を利用する者）については、この加算を算定することができない。」とされているが、当該者が居宅介護等を利用しない日についても加算を算定することはできないのか。

（答）

○ 居宅介護等を利用しない日であれば算定可能である。

利用者が「共同生活援助重度居宅」及び「共同生活援助加算重度」の支給決定を受けている場合、共同生活住居内において居宅介護等を利用しない日であれば重度障害者支援加算の算定は可能となります。

また、日中支援加算についても同様の扱いとなるため、共同生活住居内において居宅介護等を利用しない日であれば日中支援加算の算定は可能となります。

上記をふまえ、受給者証において「共同生活援助重度居宅」（個人単位で居宅介護等を利用する者）の決定がされている方で、要件に該当する方に対して、あわせて「共同生活援助加算重度」の決定を行います。対象者の方には、受給者証を交付しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

連絡先：名古屋市役所健康福祉局障害者支援課認定支払係（担当者：柴田）

0 5 2 - 9 7 2 - 2 6 3 9

平成 27 年 4 月 20 日

障害福祉サービス運営法人代表者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

日中活動系事業所と共同生活住居の併設について

日ごろより本市の障害福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、標記の件につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますのでご連絡いたします。

記

1 趣旨

平成 24 年度より、愛知県から名古屋市に障害福祉サービス事業者の指定・指導権限の移譲がされて以降、旧法施設からの転換を除き、原則、共同生活住居と日中活動系事業所が同一建物にある場合の指定については認めていなかった。

その理由としては、第一に、共同生活援助の制度趣旨として、共同生活住居の利用者は、地域に住む人と自然に交わり、住居と離れた事業所へ通うことが前提とされていること、第二に、厚生労働省から共同生活住居の整備に当たっては、家庭的な雰囲気や地域との交流が図られ、社会との連帯を確保するという立地の趣旨について十分配慮すべき旨、障害保健福祉関係主管課長会議を通じて周知がなされていたことである。

しかしながら、共同生活援助の需要が高まる一方で、都市部において土地の確保が困難なことや、障害者の高齢化・重度化など社会的課題が深刻化している状況を考慮し、一定の条件の下に、併設を認める例外的な取扱いを示すこととしたもの。

2 例外的な取扱いとして併設を認める条件

(1) アとイの条件をともに満たすこと

ア 設備、構造上の条件

各事業所の建物の出入口がそれぞれ異なり、共同生活住居の居室から日中活動系事業所まで、一度建物の外に出なければ事業所間の行き来ができないこと。

イ 運営上の条件

- ①利用者に対し、併設された事業所を利用することのないよう、制度の趣旨を十分説明すること。
- ②利用者に対し、併設事業所を利用することを強制、勧奨しないこと。
- ③共同生活住居の設置にあたっては、「併設事業所に係る誓約書」（別紙参考様式）を名古屋市に提出し、制度趣旨をふまえた共同生活援助事業所の運営に努めること。

(2) 注意点

高齢かつ重度の障害により、移動に困難を伴う利用者等が、本人の自由な意志に基づき、当該併設事業所の利用を強く希望する場合については、その利用について妨げるものではない。

3 手続き

共同生活援助の新規指定（平成 27 年 6 月 1 日指定以降）、移転・追加による変更届（平成 27 年 5 月 1 日以降）については、通常 of 添付書類に加えて「併設事業所に係る誓約書」（別紙参考様式）を提出すること。

(別紙参考様式)

平成 年 月 日

(あて先)
名古屋市長

併設事業所に係る誓約書

このたび 指定申請を行う・変更届を提出する にあたり、下記のことを誓約いたします。

記

- 一、 利用者に対し、共同生活援助の制度趣旨について十分に理解を得るよう説明します。
- 一、 利用者に対し、併設する事業所を利用することを強制、勧奨しません。
- 一、 当該事業所の従業者にもこの趣旨を周知し、制度趣旨に沿った運営に努めます。

法人名称

所在地

代表者職氏名

㊞

事業所名

管理者氏名

㊞